

求人希望されるお客さまへ

賃金の直接払いについてのお願い

有限会社文京まこと
東京都文京区本駒込 6-1-8
03-3945-3634

有限会社文京まことをご利用いただき厚く御礼申し上げます。
有料職業紹介事業所が紹介いたしました求職者（家政婦）と求人者（お客さま）は法令により直接雇用が義務づけられておりますので、賃金は法令に則り家政婦へ直接お支払いいただきますようお願いいたします。（労働基準法第24条に定められた賃金支払いの原則）（注1）

お支払いの手順例

① 手渡しの場合

家政婦に直接・現金でお支払いください。その場合賃金と紹介手数料（注2）、紹介手数料にかかる消費税の合計をお支払いください。

② 口座振り込みの場合

家政婦の個人口座に賃金をお振り込みください。紹介手数料（注2）と消費税は当社の口座にお振り込みください。

①②の場合共、交通費実費および求人受付手数料が加算されます。

[補足]

当社は職業安定法に基づいて厚生労働省より有料職業紹介事業の許可を受け家政婦紹介所を営んでおります。この事業は職業安定法、労働基準法、労働契約法、等の法律に従って運営しなければなりません。また同時に家政婦を雇用する側の求人者でありますお客さまにも関係法令を遵守していただくことになっております。

求人者（お客さま）は雇用主となりますので雇用者側としての法的義務が発生いたします。

（注1） 労働基準法第24条 賃金支払いの5原則
通貨払いの原則 直接払いの原則 全額払いの原則
毎月払いの原則 一定期間払いの原則

違反した場合、労働基準法第120条の罰則規定（30万円以下の罰金）に抵触いたします。

（注2） 職業安定法第32条3項に基づき紹介手数料を求人者からいただきます。